



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

206	県税に関する申告等の期限の延長	（税務課）	1
207	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（障害福祉課）	2
208	指定自立支援医療機関の指定	（ " ）	2
209	"	（ " ）	2
210	"	（ " ）	2
211	指定自立支援医療機関の変更	（ " ）	3
212	特定病院の認定の取消し	（ " ）	3
213	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	（商工振興課）	3
214	特定農業用ため池の指定	（農業農村整備課）	4
215	保安林の指定の解除	（森林整備課）	4
216	保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	4
217	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	（資源管理課）	5
218	和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	（ " ）	9
219	道路の供用開始	（道路保全課）	9
220	海南都市計画道路事業の事業計画の認可	（道路建設課）	9
221	紀の川都市計画道路事業の事業計画の認可	（ " ）	10

○ 選挙管理委員会告示

7	政治団体の届出事項の異動の届出		10
8	資金管理団体の指定の取消しの届出等		11
9	政治団体の解散の届出		11
10	政治団体の設立の届出		12

○ 訓令

*2	和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	（人事課）	12
*3	和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	（技術調査課）	18

○ 監査公表

監査公表第4号			26
監査公表第5号			27
監査公表第6号			29
監査公表第7号			38
監査公表第8号			41

告 示

和歌山県告示第206号

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、条例第42条の5第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第2項の規定による個人の事業税の賦課徴収に関する申告（令和2年（同年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）中の事業の所得に

係るもの限り、年の中途において事業を廃止した場合を除く。）並びに条例附則第8項及び第9項の規定による贈与により農地等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第1項に規定する農地等をいう。）を取得した場合の不動産取得税の徴収の猶予に係る申請書及び届出書の提出（その期限が令和3年3月15日であるものに限る。）については、その期限を同年4月15日とする。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700535	セントケア那賀	岩出市川尻14-1	重度訪問介護	セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840番地の39	令和3.2.1

和歌山県告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社はる	田辺市下三栖1277番地の10	訪問看護	訪問看護ステーションはる	令和3.2.1

和歌山県告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
一般社団法人来未	海南市且来46-3	訪問看護	訪問看護ステーションくるみ	令和3.2.1

和歌山県告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
一般社団法人来未	海南市且来46-3	訪問看護ステーションくるみ	令和 3.2.1

和歌山県告示第211号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
星野クリニック	和歌山市友田町5丁目32	医療機関の名称	星野胃腸クリニック	星野クリニック	令和 3.1.1

和歌山県告示第212号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院としての認定を、次のとおり取り消した。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	取消年月日
ひだか病院	御坊市菌116番地2	平成31.2.27

和歌山県告示第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス御坊湯川店
和歌山県御坊市湯川町財部字神田230番1外
- 意見の対象となった届出に係る告示
令和2年和歌山県告示第1287号
- 意見の概要
特になし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）
御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和3年3月2日から同年4月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第214号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
上七ツ池	伊都郡かつらぎ町大字中飯降字七ツ池918-1他2筆	令和3年3月2日
丸測池	伊都郡かつらぎ町大字中飯降字丸測868-1	令和3年3月2日
西の池	伊都郡かつらぎ町大字短野字広野垣内244	令和3年3月2日
奥の池	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字東奥ノ山1586	令和3年3月2日
皿池	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字孫太夫山1437-1	令和3年3月2日
畑谷池	伊都郡かつらぎ町大字妙寺字東平田1306-1	令和3年3月2日
三人主池	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字小黒谷1228	令和3年3月2日
マンボ池	伊都郡かつらぎ町大字柏木字平池ノ芝256	令和3年3月2日
猪ノ谷池（赤坂池）	伊都郡かつらぎ町大字笠田中字猪谷772-1	令和3年3月2日
高田大池	伊都郡かつらぎ町大字高田字城514-1, 514-2	令和3年3月2日
高田新池	伊都郡かつらぎ町大字高田字菖蒲618-1, 618-2	令和3年3月2日
大谷池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字女良畑689-1	令和3年3月2日
西山下池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字土谷447-1	令和3年3月2日
西山上池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字土谷448-1	令和3年3月2日
中尾谷池（中谷池）	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字白原494	令和3年3月2日
休場池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字城之尾751-1	令和3年3月2日
薬師池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字船屋谷848	令和3年3月2日
雲地池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字宮西谷784	令和3年3月2日
前田池	伊都郡かつらぎ町大字東洪田字上之段274	令和3年3月2日
地極谷池（3号ため池）	伊都郡かつらぎ町大字上天野字奥地極谷700	令和3年3月2日
鎮地池	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字奥大明1108	令和3年3月2日
潮谷池	伊都郡かつらぎ町大字上天野字潮谷832	令和3年3月2日
森本池2	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字土谷467-1, 467-4	令和3年3月2日
門池	伊都郡かつらぎ町大字西洪田字柏木谷653	令和3年3月2日
奥の作池②	伊都郡かつらぎ町大字山崎字奥ノ佐沽644-3	令和3年3月2日
北岡池	伊都郡かつらぎ町大字教良寺字田中169	令和3年3月2日
中尾池	伊都郡かつらぎ町大字柏木字原垣内1458-1	令和3年3月2日
大師池（大帰池）	伊都郡かつらぎ町大字柏木字西畑411-1	令和3年3月2日

和歌山県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字笠松397の5、397の6、398の1、398の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第217号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山市加太160 由井臣 和歌山市深山103 市川智司	加太 加入区	加太漁業協同組合
和歌山市本脇560-87 柳田次郎 和歌山市木ノ本76-68 櫻井秀男	西脇 加入区	西脇漁業協同組合
和歌山市雑賀崎1247-5 濱田光男 和歌山市雑賀崎944 岩崎敏満	雑賀崎 加入区	雑賀崎漁業協同組合
和歌山市田野150 北村太彦 和歌山市田野286 淡路圭三	田野浦 加入区	和歌山北漁業協同組合
海南市冷水510 八木芳行 海南市冷水429 寺下清貴	冷水浦 加入区	海南市漁業協同組合
海南市下津町塩津1231 寺脇寛治 海南市下津町塩津154 中西敏治	塩津 加入区	海南市漁業協同組合

海南市下津町方670-7 坂本健三 海南市下津町丸田916 瀧端誠	戸坂 加入区	和歌山北漁業協同組合
海南市下津町大崎951番地 横田利文 海南市下津町大崎734番地7 城山豊司	大崎 加入区	海南市漁業協同組合
海南市下津町下津2565番地 森口康弘 海南市下津町下津1472番地3 谷村博	下津 加入区	海南市漁業協同組合
有田市初島町浜1769-1 南村嘉秀 有田市初島町浜1769-1 山本貞夫	初島 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田市宮崎町2357 嶋田栄人 有田市宮崎町403-3 尾藤勝徳	有田箕島 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田市千田1429 狗巻吉明 有田市千田1440 上野山繁紀	千田 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田郡湯浅町大字田24 蜂谷和彦 有田郡湯浅町田1091-5 竹中誠吾	田村 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡湯浅町大字栖原836 中尾一平 有田郡湯浅町大字栖原914 芦内茂博	栖原 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡湯浅町湯浅357 深野幸男 有田郡湯浅町湯浅3273 橋本康司	湯浅中央 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡広川町大字唐尾1058 西出一弘 有田郡広川町大字唐尾1055番地 尾崎勇介	唐尾 加入区	湯浅湾漁業協同組合
日高郡由良町三尾川720-21 山口明人 日高郡由良町衣奈786-1 中嶋勝則	衣奈浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町戸津井137-1 中村和孝 日高郡由良町大字戸津井83 中村敏明	小引浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町大引947-2 山口太志 日高郡由良町大引663 中西秀春	大引 加入区	紀州日高漁業協同組合

日高郡由良町大字網代230 長谷勝 日高郡由良町大字網代55 中野仁	由良浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町神谷138 中野豊 日高郡由良町神谷263-2 中村茂隆	由良町 加入区	由良町漁業協同組合
日高郡日高町小浦106 山下浩一 日高郡日高町阿尾1503 生戸学	比井崎 加入区	比井崎漁業協同組合
日高郡美浜町大字三尾873 山下利彦 日高郡美浜町大字三尾1481 片山泰司	三尾 加入区	三尾漁業協同組合
日高郡美浜町吉原996-4 本多卓也 日高郡美浜町田井228-4 山見茂二	美浜町 加入区	紀州日高漁業協同組合
御坊市名田町上野1626-2 芝田義一 御坊市名田町野島3453-1 前田功二	御坊市 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡印南町大字島田2254-7 庄門博 日高郡印南町大字印南1799 瀬戸好幸	印南町 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡みなべ町塚483-7 小谷繁 日高郡みなべ町塚577-5 小谷博	南部町 加入区	紀州日高漁業協同組合
田辺市江川9-36 久保勝 田辺市江川13-14 田中岩吉	田辺 加入区	和歌山南漁業協同組合
田辺市磯間17-8 道畑友子 田辺市磯間26-7 道畑朋幸	湊浦 加入区	和歌山南漁業協同組合
西牟婁郡白浜町富田1615-75 北野博文 西牟婁郡白浜町559 辻照幸	白浜 加入区	和歌山南漁業協同組合
西牟婁郡白浜町堅田2075 津田新司 西牟婁郡白浜町堅田1839-4 箱嶋邦晴	堅田 加入区	堅田漁業協同組合
西牟婁郡白浜町日置982-39 木岡明雄 西牟婁郡白浜町日置865 三田輝樹	日置 加入区	和歌山南漁業協同組合

西牟婁郡すさみ町周参見3354-4 朝本智夫 西牟婁郡すさみ町見老津319 今村喜代人	すさみ 加入区	和歌山南漁業協同組合
東牟婁郡串本町串本1268 吉村健三 東牟婁郡串本町潮岬3380-360 濱中一輝	串本 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町大島545 岩谷裕平 東牟婁郡串本町大島1095 白椿公紀	大島 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町須江541 濱光 東牟婁郡串本町須江112-1 西川正利	須江 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町檜野1024-17 永田和司 東牟婁郡串本町檜野858-1 鈴木誠	檜野 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町上野山34 杉本武雄 東牟婁郡串本町古座253-1 橋野光雄	古座 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町西向499-2 峠栄作 東牟婁郡串本町神野川220-2 松本正弘	西向 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町津荷115 荒海比呂多計 東牟婁郡串本町津荷334 下村良樹	津荷 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町田原502番地 荒木昭二 東牟婁郡串本町田原2740番地 中川与志夫	下田原 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡太地町太地247-7 土山正樹 東牟婁郡太地町太地774-36 海野基	太地 加入区	太地町漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字浦神1226 塩地誠 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神50 岡義和	浦神 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字湯川89-28 片谷匡 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦276-1 二河一成	紀州勝浦 加入区	紀州勝浦漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井489 向井誠士 東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井 東信義	宇久井 加入区	宇久井漁業協同組合

新宮市三輪崎1-8-30 小芝育夫 新宮市佐野1-1-39 橋本正志	三輪崎 加入区	三輪崎漁業協同組合
新宮市王子町3-10-6 中村誠二郎 新宮市王子町3丁目10番6号 岡田功	新宮 加入区	新宮漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年3月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

日本漁船保険組合和歌山県支所

関係漁業協同組合事務所（本所及び支所）

和歌山県告示第218号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和3年2月18日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

和歌山県告示第219号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

供用開始の区間 和歌山市府中宇前嶋912番2地先から同市田屋字垣鼻441番3地先

供用開始の期日 令和3年3月3日

和歌山県告示第220号

海南都市計画道路事業の事業計画については、令和3年2月16日付け国近整計管和都業第5-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第221号

紀の川都市計画道路事業の事業計画については、令和3年2月16日付け国近整計管和都業第6-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	主たる事務所の所在地	和歌山市黒田107-1-503	和歌山市太田3丁目7-12 ヤマイチ第一ビル1F	令和3.2.1
公明党和歌山第三総支部	小川浩樹	主たる事務所の所在地	田辺市上屋敷2-11-14	田辺市上屋敷2-11-10	令和3.2.11

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県改革協議会	北野勝昭	代表者	北野勝昭	藤原慎一郎	令和3.1.15
世耕弘成後援会川辺支部	黒田量也	代表者	黒田量也	黒田茂	令和3.1.19

世耕弘成那智勝浦 後援会	中照策	代表者	中照策	森川起安	令和 3.1.18
		会計責任者	堰本比呂武	丸山一郎	令和 3.1.18
松本秀司後援会	上田充宏	会計責任者	中野正喜	小林保司	令和 3.1.26
ふたば昌彦後援会	山口榮	代表者	山口榮	松本匡史	令和 3.1.27
はまだまさみ後援 会	嶋育世	主たる事務所の 所在地	新宮市熊野地2丁目4番31 号	新宮市清水元2-3-2	令和 3.1.28
仁坂吉伸美浜町後 援会	藪内美和子	会計責任者	石塚和夫	谷重幸	令和 3.2.1
おわ正之後援会	山崎知行	主たる事務所の 所在地	岩出市根来657-31	岩出市西野56番地	令和 3.2.10

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
田畑昭二	たばた昭二後援会	令和 3.2.12

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
川勝昇後援会	寒川哲夫	令和 2.12.31
大江康弘後援会	吉川保雄	令和 2.12.31
石井ひろむと有田市の向上を目指す会	石井大夢	令和 3.1.29
たばた昭二後援会	田畑昭二	令和 3.2.12

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
笠松美奈と歩む会	倉谷友美	笠松美奈	田辺市上秋津1051	令和 3.1.15
市民の声がとどく田辺市政をつくる会	奥山雅司	庄司靖	田辺市高雄1丁目10-8 地評西牟婁支部内	令和 3.1.20
角寛会	角将範	角純子	東牟婁郡串本町潮岬1534-1	令和 3.1.21
尾崎ただし後援会	尾崎公	尾崎順子	東牟婁郡串本町串本302-7	令和 3.2.4
おざき博文後援会	中根滋	山本敦洋	田辺市稲成町88-6	令和 3.2.8
正垣泰比古後援会	前憲治	正垣央子	田辺市平瀬162-1	令和 3.2.8
北地稔後援会	北地稔	北地克枝	東牟婁郡串本町上野山61番地	令和 3.2.12

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第38条関係）

健康審査申請書

所 属		職 氏 名		生年月日	年 月 日
現 健 康 管 理 区 分				申 請 健 康 管 理 区 分	
病 名			療 養 場 所		
療 養 開 始 年 月 日	年 月 日		現 在 ま で の 欠 勤 期 間	年 月	
職 務 内 容					
出 勤 に 利 用 す る 交 通 機 関					
上記のとおり健康管理区分を変更願いたく診断書を添えて申請します。					
年 月 日					
氏 名					
上記について審査されたく副申します。					
年 月 日					
所 属 長					
和歌山県総括安全衛生管理者 様					

(注) 結核性疾患の場合は、発病から申請前15日までに撮影した直接撮影写真2枚以上（必要によっては断層写真）及び申請前2週間以内に撮影した直接撮影写真（必要によっては断層写真）並びに最近3箇月間の結核菌排泄状況証明書を添付すること。

別記第2号様式(第43条関係)

安全管理者選任報告書

地方機関等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 数	人
安全管理者	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	性 別	男 ・ 女
選 任 年 月 日	年 月 日	
経 歴 の 概 要		
参 考 事 項		

上記のとおり選任しましたので報告します。

年 月 日

地方機関等の長等

和歌山県総括安全衛生管理者 様

(注)

- 1 「経歴の概要」の欄には、資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 2 「参考事項」の欄には、新任、改任等選任の事由を記入し、解任等による選任のときは、前任者の氏名及び解任等の年月日を併記すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第3号様式(第43条関係)

衛生管理者選任報告書

地方機関等	名 称	
	所 在 地	
	職 員 数	人(男 人・女 人)
衛生管理者	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	性 別	男 ・ 女
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格 取 得 年 月 日		
参 考 事 項		

上記のとおり選任しましたので報告します。

年 月 日

地方機関等の長等

和歌山県総括安全衛生管理者 様

(注)

- 1 「参考事項」の欄には、新任、改任等選任の事由を記入し、解任等による選任のときは、前任者の氏名及び解任等の年月日を併記すること。
- 2 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第4号様式（第43条関係）

作業主任者選任報告書

地方機関等	名 称	
	所 在 地	
	作業従事 職 員 数	人
作業主任者	職 氏 名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）
	性 別	男 ・ 女
選 任 年 月 日	年 月 日	
資 格 名		
資 格 取 得 年 月 日		
作 業 設 備 の 概 要 等		

上記のとおり選任しましたので報告します。

年 月 日

地方機関等の長等

和歌山県総括安全衛生管理者 様

（注）

- 1 「作業設備の概要等」の欄には、作業設備の規模及び作業量について記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第5号様式（第43条関係）

安全衛生委員会 委員指名報告書
衛生委員会

地方機関等	名 称				
	所 在 地				
	職 員 数	人（男 人・女 人）			
区分	職 名	氏 名	年齢	性別	参 考 事 項

上記のとおり選任しましたので報告します。

年 月 日

（総括）安全衛生管理者

和歌山県総括安全衛生管理者 様

（注）

- 1 「区分」の欄には、第14条の委員の号別区分を記入すること。
- 2 「参考事項」の欄には、安全管理者、衛生管理者、職員労働組合推薦者、前任者がいる場合は前任者の氏名等を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県訓令第3号

庁中一般

各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第6条関係）

見 積 書

見 積 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、年度 第 号

市 町
郡 村 地内

工事見積金

上記のとおり別冊図面及び仕様書によって請負をしますから見積りをします。

年 月 日

住所

氏名

和歌山県知事 様

発行責任者及び担当者（氏名／電話番号／電子メールアドレス）

発行責任者（ / / ）

担当者（ / / ）

備考

- 1 金額の数字は、アラビア数字を使用すること。
- 2 金額を訂正したものは、無効とする。
- 3 発行責任者は、代表取締役、支店長等社内において権限が委任された者を記入し、担当者は、本書類に関する事務担当者を記入すること。

別記第3号様式第3条見出し及び同条第1項中「工程表」を「請負代金内訳書及び工程表」に改め、同条第2項中「工程表」を「請負代金内訳書及び工程表」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（次項において単に「法定福利費」という。）を明示するものとする。
- 3 入札時に法定福利費が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。

別記第5号様式中 「受注者 印」 を 「受注者」 に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第8条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

受注者 住 所
氏 名

下請負（委任）通知書

年 月 日付けで建設工事請負契約を締結した下記工事について、工事の一部を下記のとおり〔請け負わせる〕〔委任する〕ので、建設工事請負契約書第7条の規定により通知します。

記

- 1 工事年度及び工事番号 年度 第 号
- 2 工事名
- 3 下請負等に付する部分の概要及び予定工事量
- 4 下請負人等の住所、商号又は名称、資格
- 5 下請負人等の業種、工期、金額 円
- 6 現場担当責任者の氏名
- 7 下請負等に付する理由

別記第10号様式から別記第12号様式まで中「氏名
」に改める。

印」を「氏名

別記第14号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

別記第14号様式（第8条関係）

請負代金請求書

請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替 指定銀行		預金種別	
	店	預金名義人	

下記工事請負代金として、上記金額を上記銀行の預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(支払決定権者)

_____ 様

契 約 概 要	工事年度及び工事番号	年度	第	号
	工 事 場 所	市 郡	町 村	地内
	工 事 名	工事		
	請 負 代 金 額	円		
既 受 領 額 明 細	前払金（中間前払金を含む。）	円		
	前回までの部分払	円		
	同 上 出 来 高 率	%		
発行責任者及び担当者（氏名／電話番号／電子メールアドレス）				
発行責任者（ _____ / _____ / _____ ）				
担当者（ _____ / _____ / _____ ）				

注意

- 1 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。
- 2 発行責任者は、代表取締役、支店長等社内において権限が委任された者を記入し、担当者は、本書類に関する事務担当者を記入すること。

別記第15号様式（第8条関係）

前 払 金 請 求 書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替指定銀行	銀行	店
----------	----	---

下記工事請負代金の前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____

(支払決定権者)

_____ 様

契 約 概 要	工事年度及び工事番号	年度	第	号
	工 事 場 所	市 郡	町 村	地内
	工 事 名	工事		
	請 負 代 金 額	円		
	契約により定めた前払限度額	円		

発行責任者及び担当者（氏名／電話番号／電子メールアドレス）

発行責任者（ / / ）
担当者（ / / ）

注意

- 1 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。
- 2 発行責任者は、代表取締役、支店長等社内において権限が委任された者を記入し、担当者は、本書類に関する事務担当者を記入すること。

別記第16号様式(第8条関係)

中間前払金請求書

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

口座振替指定銀行	銀行	店
----------	----	---

下記工事請負代金の中間前払金として上記銀行の私名義の別口普通預金口座に口座振替の方法で支払いされたく請求します。

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____

(支払決定権者)
_____ 様

契 約 概 要	工事年度及び工事番号	年度	第	号
	工 事 場 所	市	町	地内
	工 事 名	郡	村	
	請 負 代 金 額			円
	中間前払金を請求することのできる金額は請負代金額の10分の2以内とし、前払金との合計額が請負代金額の10分の6以内であること。			
発行責任者及び担当者(氏名/電話番号/電子メールアドレス)				
発行責任者(/ /)				
担当者(/ /)				

注意

- 1 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前には、¥の記号を付すること。
- 2 発行責任者は、代表取締役、支店長等社内において権限が委任された者を記入し、担当者は、本書類に関する事務担当者を記入すること。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「氏名」に改める。

印」を「氏名

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記第3号様式の改正規定は、令和3年6月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事、入札通知書を送付若しくは指名通知書を発行する工事又は見積書を徴する工事から適用する。

（経過措置）

- この訓令の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和2年12月23日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

和歌山県議会議員選挙における選挙運動の公費負担において、公費負担の対象とならない選挙運動の費用を請求者に支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局申本建設部

現金出納簿に記載されている受入者名及び払込者名が、それぞれ収納日及び払込日の当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立串本古座高等学校

修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立新翔高等学校

自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立みくまの支援学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 根拠不明の減額負担行為を行っていた。

b 変更契約書に、変更後の月額支払額の記載漏れ、変更前契約年月日及び契約金額の記載誤りがあった。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

(1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和3年1月13日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局健康福祉部

令和2年度収納済報告書等の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 自動販売機電気使用料の収入調定の取消しについて、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 扶助費の支払において、支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促について、督促状の指定納入期限を誤っていたので、適正に処理されたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

光熱水費の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 債権管理簿及び未収債権一覧表が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(エ) 廃川廃道敷地については、令和元年度末で3件が未処理となっている。

今後、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(オ) 道路改良工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県紀南児童相談所

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立田辺産業技術専門学校

(ア) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立田辺工業高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) ブロック塀修繕に係る契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立南紀高等学校

(ア) 許可権限のない教育財産の使用を許可していたため、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 不用品処分調書において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立南紀支援学校

胸部X線撮影業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立はまゆう支援学校

物品修繕の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

サ 和歌山県田辺警察署

(ア) 車両搬送業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が関係資料として添付されていたため、適正に処理されたい。

(イ) 車両搬送業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第6号

令和2年9月24日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

1 総務部

(1) 市町村課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年度に支出すべき委託契約において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後このような支出漏れがないよう、確認を行うとともに適切な支払管理について職員に周知徹底した。</p>

2 企画部

(1) 情報政策課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 物品調達に係る見積書を徴する決裁において、決裁権者の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による備品の照合を行った結果、相違が確認された備品については、適正に事務処理を完了している。引き続き、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適正な物品管理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 移住定住推進課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 契約保証金の受入れ前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 和歌山県ふるさと定住センター運營業務委託に係る支出負担行為の決裁について、合議区分を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底を行った。</p> <p>イ 事務決裁規程に基づき、今後は、適正に処理するよう、職員に周知徹底を行った。また、今年度分については適正に処理した。</p>

3 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 寄附金受入れの決裁について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 同寄附金について、令和2年度から、適正な決裁区分により受入事務を行っている。また、事務決裁規程の遵守について周知徹底するとともに、所管事務に係る決裁区分の一覧表を、課内全員で共有した。</p> <p>イ ETCカード使用時には、使用者と貸出者の双方において「ETCカード使用承認・使用管理簿」で旅行命令権者が承認済みであることを必ず確認した上でETCカードの受渡しをするよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 県民生活課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 必要のない支出負担行為の増減を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 台風19号災害ボランティアバス運行業務において、契約保証金の受入れ前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 当該事項は、広告料及び委託料の契約において、合議区分の確認を怠っていたものである。今後このようなことのないよう、課員に周知徹底するとともに、管理職においても十分確認を行うよう、徹底した。</p> <p>イ 当該事項については、財務会計システムについての理解等が十分でなかったため、発生したものである。今後このようなことのないよう、システムの習熟に努めるよう所属職員に対し指導した。</p> <p>ウ 当該事項については、公募などの都合により契約締結前から運行日程が決まっている災害ボランティアバスの実施において、契約保証金を必要とする落札業者からの入金に遅延があったものの、運行を優先し、やむなく契約を進めたものである。今後このような事態が生じないよう、ボランティアバスの実施方法等に工夫を加え、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>

4 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域福祉増進事業分）に係る生活福祉資金貸付原資の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域福祉増進事業分）に係る生活福祉資金貸付原資の国庫返還金の納付については、債権発生通知書の受理に伴い、今まで返還依頼事務及び収入事務、会計課への納付書発行依頼事務をそれぞれ個別に処理していたため納期限後の納付となったものであり、今後は、事務処理を一本化し、漏れなく同時に処理を行う。</p> <p>また、返還業務の事務処理について、適切な取扱いを行うため作成した「国庫返還金事務担当者マニュアル」を、課内全員に周知徹底するとともに、課の所管する各補助金について、決算報告と補助金受入額を対比し、返還金発生の有無を事前把握するとともに、返還業務の各段階の事務処理を担当者と担当班長が「国庫補助金等返還チェックシート」で管理、共有し、スケジュール管理を適切に行うこととし、事務処理の適正化を図った。</p>

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県結婚意識に関する潜在的要因調査業務委託について、契約保証金の受入れ前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16及び和歌山県財務規則第92条に基づき、今後は、適正に事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p>

(3) 障害福祉課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 心身障害者扶養共済掛金の調定において、減免対象者の分を含めて調定している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 心身障害者扶養共済掛金の調定の際、減免対象予定者一覧に基づき一層の注意を払うほか、年度途中において調定状況を別途確認することにより、適正な事務処理を行っていく。</p>

(4) 医務課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 報償費の支払において、法人から誤って所得税を源泉徴収している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p> <p>イ 今後は、適正な事務処理を行うよう、課内職員に周知徹底した。</p>

(5) 健康推進課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年度国民健康・栄養調査委託費の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 各担当が債権発生通知書の原本及び写しを会計課に提出した提出日、提出班（担当班）、発行予定日を担当班長へ報告、報告内容を担当班長と副課長で情報共有することとし、国庫返還金の適切な取扱いを行うため作成した「国庫返還金事務担当者マニュアル」を課内職員に周知徹底し、事務処理の適正化を図った。</p>

(6) 国民健康保険課

監査実施年月日 令和2年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和2年2月議会で補正すべき令和元年度国民健康保険特別会計補正予算27億7,586万8千円を、令和2年3月31日に知事専決処分し、令和2年4月県議会臨時会において、報告を行っていたので、今後このようなことのないように予算管理に万全を期されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 移動方法を誤り、誤った旅費を支給していた。</p> <p>(イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず、早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。</p> <p>ウ 普通旅費において、旅行命令簿を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 随時の資金前渡において、口座名義が前任の資金前渡職員のまま支出している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 補正の対象となった保険給付費等交付金に係る予算の執行管理強化策として、市町村からの月例報告の改善及び所要見込額の市町村との同一観点での意思疎通の徹底に取り組んでいる。</p> <p>イ 過支給分を職員に返納させた上、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>エ 令和元年度中に誤りが発覚し、口座名義、債権債務者登録の誤りを是正している。</p>

5 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(2) 企業振興課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(3) 企業立地課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(4) 観光振興課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 出納機関への合議区分の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。 イ 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

(5) 観光交流課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 誤支給となっていた旅費について返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

6 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 ア 収入調定票の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p> <p>注意事項 ア 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 ア 公文書管理の重要性について改めて職員に対し周知徹底し、公文書の厳正な管理・保管に努めている。</p> <p>注意事項 ア 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(2) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 果樹試験場

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後このようなことのないよう、不用物品の処分の際は、法令等に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 果樹試験場うめ研究所

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 今後このようなことのないよう、不用物品の処分の際は、法令等に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(5) 畜産試験場

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 歳入金の収納において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 出納員及び収納員でない職員が歳入金を収納していた。 (イ) 現金領収証書を実際に収納した日で発行していなかった。 イ 特許出願に係る支出について、請求額が適正であることを確認できる書類等を受領していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 歳入金については、次のとおり措置した。 (ア) 出納員1名のほかに新たに収納員1名を任命し、和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）に基づき、適正な会計事務の処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (イ) 和歌山県財務規則に基づき、適正な会計事務の処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 特許出願に係る支出については、事前に見積書等を徴し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(6) 林業試験場

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、居住地発着（直行・直帰）の有無欄の記入を誤ったため、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(7) 食品流通課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(8) 果樹園芸課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 日本一の果樹産地づくり事業補助金について、実績報告書等の審査が不十分であったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 実績報告書等の書類の審査においては、添付書類の確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(9) 畜産課

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 返却年月日及び管理者確認年月日の記載が誤っていた。</p> <p>(イ) 返却年月日及び管理者確認年月日の記入が漏れていた。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過払の旅費について返還手続を行い、返還を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ ETCカード使用承認・使用管理簿の記載について、適切な事務処理を行うよう、再度所属職員への指導を徹底し、複数の職員による確認体制を強化するなど、再発防止に努めている。</p>

7 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 照合の結果、過去に廃棄処理したが事務処理が漏れていた物品については、和歌山県物品管理等事</p>

<p>合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 書類等運搬業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。</p>	<p>務規程に基づき、不用及び廃棄の決定を行った。</p> <p>今後は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>イ 支出負担行為等決裁・合議表（本庁）の周知を徹底した。今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

(2) 検査・技術支援課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達で不落となった備品を随意契約で購入するに当たり、支出負担行為決裁の際に総務事務集中課への合議ができていなかった。集中調達外の備品購入は稀な事例であったため、担当職員が失念したものである。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(3) 用地対策課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為等決裁・合議表（本庁）の周知を徹底した。今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めていく。</p>

(4) 道路政策課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 出納機関への合議区分の確認を徹底するよう、職員に周知した。</p>

(5) 河川課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 重要物品の購入に係る支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、令和元年度末で8件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。</p> <p>また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に従い、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続きの指導や河川敷売払等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p>

(6) 下水道課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 和歌山県下水道事業促進整備交付金に係る支出負担行為について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 支出負担行為により予算執行の意思決定を行う場合は、事務決裁規程に定められている決裁区分を十分確認するよう、課内研修を行った。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努める。

(7) 建築住宅課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 県営住宅入居者アンケート集計業務委託について、契約保証金の受入れ前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 契約に際して保証金が必要な事業者であるかを適切に判断するとともに、保証金の受入れを確認した後に契約を締結するよう、職員に周知した。

(8) 公共建築課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 浄化槽取替工事において、当初の契約金額の3割を超えて増額変更されているにもかかわらず、契約保証金が増額されていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 今後は、増額の変更契約を行う際には増額割合の確認を徹底し、契約保証金の増額について適正に処理を行っていく。

(9) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 イ 繰出金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 対象となる旅費の支給を受けた職員には早急に返納させるとともに、今後このようなことのないよう、職員等の旅費に関する条例等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。 イ 事務決裁規程等に基づき、適切に処理していく。

(10) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 今後、支出負担行為については、事務決裁規程に記載されている決裁区分に基づき適正に処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

8 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 国庫返還金納付事務において、納付書発行手続を行っていなかったため延滞金が発生している事例があったので、今後適正に処理されたい。</p> <p>イ 支出負担行為の決裁において、合議区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 報償費の支出票審査において、支出命令額を誤り、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 関係職員に対し、適正な事務処理を行うよう、周知徹底するとともに、国庫返還金納付事務について各課に周知を図ることとした。</p> <p>イ 関係職員に対し、和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。 また、出納員研修をはじめとする会計課主催の研修会等の機会を通じて、各課への周知を図ることとした。</p> <p>ウ 関係職員に対し、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。 また、研修等により支出票などの起票時に正確な支出額の入力と起票内容の確認を徹底するよう、各課に周知を図ることとした。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 報償費の支出票起票事務において、支出命令額を誤り、戻入している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 関係職員に対し、正確な支出額の入力と起票内容の確認の徹底を指導した。</p>

9 教育委員会

(1) 県立学校教育課

監査実施年月日 令和2年8月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 「和歌山・海プロジェクト」ヨット等体験会業務委託について、精算戻入の事務処理が遅延していたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 補助金の交付事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 交付申請及び実績報告について、決裁区分を誤っていた。 (イ) 収支予算書及び収支決算書の審査が不十分であった。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 精算戻入事務について、今後は、事務処理の遅延がないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 補助金の交付事務については、次のとおり措置した。 (ア) 事務決裁規程に従い、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 (イ) 今後、課内における審査体制を強化していくとともに、適正な審査を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

10 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 令和2年8月18日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 昨年度より、教養課に設置した自動車安全運転指導係を中心に、これまで以上に、職員に対して交通事故防止に関する具体的な指示及び教養並びに運転訓練を実施するなど、より一層、公用車の適正な管理に努めている。</p>

令和2年11月25日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 確認できない備品について、物品不用調書等を作成し是正措置を講じた。 今後は、備品の管理を徹底し、物品管理簿の記載と現物に相違が生じることのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p>

2 那賀振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過支給となった旅費の早朝加算額については、判明後早急に返納に係る処理を行った。 旅行命令に当たっては、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正に申請を行うよう、改めて職員に周知徹底した。</p>

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 道路占用に係る使用料徴収において、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 建設工事請負変更契約において、変更前の契約金額の30%を超えて増額変更されていたが、現に施工中の工事と分離して施工することの著しく困難な理由が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、遅滞なく督促状を発するなど適正に債権管理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。 (2) 軽易でない設計変更を行う際は、変更承認の手続を行った後、速やかに設計変更を行うよう、改めて職員に周知徹底した。 (3) 現に施工中の工事と分割して施工することが困難な場合、その理由を変更理由書に記載するよう、改めて職員に周知徹底した。 (4) 海神川の廃川敷地については、引き続き河川課等と協議するとともに、処分に向けて売払いの希望者と交渉を継続している。</p>

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 燃料費に係る物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者の確認がなされていなかった。 イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。</p> <p>(4) 不動産取得税の承継取得分について、課税に関する調査を終えていない件数が289件あった。今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否の決定等をされたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過支給となった旅費の早朝加算額については、判明後早急に返納に係る処理を行った。 旅行命令に当たっては、日当の加算要件に則り適正な旅費が支給されるよう、複数人で厳重にチェックすることとし、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 注意を受けた事例は、決裁済みの物品調達台帳を簿冊に綴じて整理する際、誤って未決裁の物品調達台帳も綴じ込んでしまったことによるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 公用車を使用した際は、使用の都度必ず自動車等使用台帳に運転後の総走行距離等の必要事項を記入した上で車両管理者等に報告し確認を受けるよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 不動産取得税の承継取得分で未処理となっていたものについては、人員体制を大幅に強化するとともに、新たに策定した処理計画に基づく徹底した進捗管理の下、上半期中の正常化を目指して4月当初から集中的に取り組んできた。 その結果、令和2年12月末時点で、やむを得ない理由により処理を終えることができなかった7件を除き、282件の処理を完了した。</p>
--	--

5 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者の確認がなされていなかった。 イ 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品時における検査については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について全職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳については、運転者は総走行距離を記入した上で、車両管理者等に提出するよう、全職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証明手数料において、定額小為替の取扱いを誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了している。 今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 証明手数料における定額小為替の取扱いについて、和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の規定によらない処理を行っていたので、今後このようなことのないよう、処理手続の見直しを行うとともに適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 消費税額の変更に伴う追加使用料の算定を誤り、収入調定額に過徴収が生じたものであり、過徴収分は、予備監査終了後速やかに戻出手続を行い、返金済みである。今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

8 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 備品の管理については、事務担当者と当該備品を管理する職員との連携を密にして行うよう、関係職員に周知徹底した。今後は、購入した備品を定期的に台帳と照合するなど、備品の適正な管理に努めることとした。</p>

9 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和2年9月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 交通事故防止に関する資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、警察本部警務部教養課が実施する指導及び教養の受講、運転訓練等の実施等により、交通事故防止に努めている。</p>

和歌山県監査公表第8号

令和2年11月25日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 伊都総合庁舎雨樋の蓋点検等業務委託に係る支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。 (3) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (4) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 出力されていない帳票があった。 イ 決裁権者の決裁がなされていない。</p>	<p>注意事項 (1) 公用車使用後は、車両管理者等による確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 押印や日付等の決裁状況については、決裁者が確認をすることはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 関係帳票との突合や複数人での確認等を行い、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

- (5) 支出票において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (6) 歳入歳出外現金において、誤って本人に払渡しをしている事例があったので、適正に処理されたい。

- (5) システム入力時の確認を徹底するなど適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。
- (6) 他の担当者によるダブルチェックを行い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 資金前渡において、戻入が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 資金前渡において戻入が発生した際は、直ちに戻入精算処理を行い、返納するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、増額分の契約保証金を受け入れていたが、変更契約書の契約保証金の額を増額変更していない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 負担金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 工事請負契約の変更の際には、適正な変更契約書となっているかにつき、作成時及び決裁時に複数人で確認するよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 道路占用料の算定について、審査体制を充実させ、和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。 なお、今回の道路占用料の不足差額については、占用者に対し追加請求し、既に納付済みである。 (3) 支出負担行為の決裁について、支出区分、支出金額及び決裁区分を複数人で確認し、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 不整地運搬車運転技能講習実施業務委託に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。 (2) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。 (3) 臨時作業員の賃金支払について、所得税額を誤って源泉徴収していたので、適正に処理されたい。 (4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 誤って支給された旅費については、直ちに返納させるとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 (3) 誤って源泉徴収した所得税については、税務署に確認の上、差額を還付した。 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。 (4) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>備品購入費による書籍購入に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

6 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用料において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 支出票及び請求書を紛失していた。</p> <p>イ 支出命令の取消しの決裁がなされていなかった。</p> <p>(2) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 決裁権者の決裁がなされていなかった。</p> <p>イ 起案者印が押印されていなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用料に係る事務手続の把握に努め、再発防止を図るとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 決裁時における内容の確認について、複数の職員で行うことによりチェック体制の強化を図るとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>情報処理機器等の賃貸借契約に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、契約に係る決裁については、出納機関への合議区分を確認し適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカードを紛失していたので、今後、このようなことのないように適正に処理されたい。</p> <p>(2) 公用車の売払いについて、代金の納付確認をせずに物品を引き渡していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 住居手当において、認定額を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカードの紛失については、速やかに、関係機関と協議し、紛失したカードの使用状況を確認の上廃止処理を行った。</p> <p>今後このようなことのないよう、ETCカードの適正な管理について、全職員に周知するとともに、カードの紛失防止のため、カードホルダーの設置等の対策を講じた。</p> <p>(2) 公用車の売払いについては、関係規程等に基づき適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 過支給となった住居手当については、関係機関と協議の上速やかに返納処理の手続を行った。</p>

今後このようなことのないよう、関係規程等に基づき適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

10 和歌山県かつらぎ警察署

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 交通事故防止に関する資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練及び公用車の一斉点検を行うなどして、交通事故防止及び車両の適正な管理に努めている。</p>